

資循第 5257 号
令和3年2月10日

公益社団法人神奈川県産業資源循環協会会長 殿

神奈川県環境農政局環境部資源循環推進課長
(公印省略)

「産業廃棄物・特別管理産業廃棄物収集運搬業許可申請等の手引き（積替・保管を除く。）」等の改訂について（通知）

本県の廃棄物行政の推進につきまして、日頃格別の御協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、標記手引き等について、このたび改訂を行いました。

改訂の詳細は、別紙を御参照ください。

つきましては、下記ホームページにおいて標記手引き等について御案内しておりますので、貴協会会員に周知くださるようお願いいたします。

URL : <http://www.pref.kanagawa.jp/docs/p3k/cnt/f671/index.html>

問合せ先

許認可グループ 柳谷

電話 045(210)1111[内線4164]

申請手引き等の改訂（令和3年2月）について

1 省令改正への対応

- 令和2年12月28日に、押印を求める手続の見直し等のための環境省関係省令の一部を改正する省令が施行されたことにより、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の様式で定める、事業者等に対して押印を求めている手続の押印が不要となりました。
- 上記省令改正等への対応として、神奈川県においては、以下の2点の様式について、事業者等の押印を今後不要としました。
【押印が不要となった様式】
 - ・ 誓約書〔施行規則様式第六号の二（第10面）〕
 - ・ 政令使用人に係る証明書〔参考様式〕
- 以上より、産業廃棄物・特別管理収集運搬業（積替・保管を除く。）の手引き等に掲載している上記申請様式から、「印」の文字を削除しました。

2 手引き等や県HPの大幅な改訂について

- 上記への対応と併せて、申請者等に分かりやすい内容とするため、手引き等や県HPのレイアウトを大幅に変更しました。
- 申請や届出に必要な書類について変更した点は、以下のとおりです。なお、申請手続きの方法に変更はありません。

【変更箇所】

	様式	変更内容
1	誓約書〔施行規則様式第六号の二（第10面）〕	上記「1 省令改正への対応」のとおり。
2	政令使用人に係る証明書〔参考様式〕	
3	事業計画書〔施行規則様式第六号の二（第1面）〕	「1. 事業の全体計画（変更許可申請時には変更部分を明確にして記載すること）」の欄に「① 事業の概要」「② 営業範囲」を追記。

3 その他

- 上記2点の様式以外に、事業者等に押印を求めている手続への対応については、別途通知します。